

前回までの審査会でいただいた主な御意見

1 改定の考え方について

No	御意見の趣旨	回答等
1-1	<p>「メリハリのあるベスト追求型アセスへ」とあるが、事業者側に立った変更は、カーボンニュートラルを目指し規制を強化するような社会の動きに逆行しているのではないのでしょうか。変な捉えられ方がされないよう検討いただきたいです。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>やらなくていい、というのではなく、事業の特性に応じて評価項目をしっかりと選んでいただきたいという趣旨です。やらなくていいというメッセージにならないよう注意します。</p> <p>温室効果ガスは、原則として全ての事業で選択を検討していただくような方向性で検討しています。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p><u>各別記に環境影響評価の対象と項目選定する事業の考え方を記載し、明確化しました。</u></p> <p><u>また、温室効果ガスは原則として環境影響評価項目として選定することとしました。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-2	<p>「目標をクリアした上で、ベスト追求を目指している」とはどういうことなのか、別表3の環境影響要因と環境影響評価項目との関連性から読み取れるような運用の仕方が重要になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>実際の運用も見据えて、検討を進めます。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>環境保全目標について、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかの視点から適切に設定する等、記載をしました。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-3	<p>注目種から対象を広げるとあるが、これまでの経緯では、生態系の全体を把握することが難しいから、注目種を掲げて調べていこうという趣旨でやってきた。もともと、注目種だけ守ればよいということではないのだが、今回の改定で混乱を招く可能性もあります。やり方が複雑になり、結局できなかったということにならないよう整理してほしい。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>注目種を抽出することの趣旨をしっかりと説明するなど、運用もあわせて考えていきます。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p><u>別記「生物・生態系」で次回以降に説明します。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-4	<p>グリーンインフラの活用を対象とした場合、開発によって生物多様性が失われる一方で、周辺住民がグリーンインフラの効果を享受しやすくなるといったことも考えられるが、バランスをどう考えていますか。</p> <p>活用を強く押し出しすぎて、例えば生物多様性が失われることにならないよう、審査会で検討できる枠組みが必要だと思えます。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>グリーンインフラから引き出したい機能は、地域特性や事業特性によって異なるのではないかと考えています。期待される効果も踏まえた事業者の考えを示していただき、市民からの意見、審査会の意見をいただくような仕組みにしていけないか。</p> <p>グリーンインフラの機能は、配慮指針に記載があり、「生物の生息・生育の場の提供」という文言から始まっています。機能のなかで、重点をどこに置くかは、事業によって異なるかもしれないが、生物多様性については十分に配慮していきます。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p><u>別記「緑地」で次回以降に説明します。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
1-5	<p>項目「緑地」の追加には賛成です。グリーンインフラの意味が、理念的な使われ方と、技術レベルでの使われ方があり、技術指針に理念をどのように落としこんでいくのが重要だと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>グリーンインフラという言葉は配慮指針の資料編で整理していますが、技術指針でどう扱うかは整理が必要です。今後、ご意見をいただきたいです。</p> <p>(1/31 審査会)</p>
1-6	<p>配慮指針のグリーンインフラと技術指針の緑地がどう関連してくるのかというところも整理があると良いと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p><u>別記「緑地」で次回以降に説明します。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-7	<p>都心部で生物多様性を項目選定した好事例が、こういった形でさらに具体化されると良いと思います。</p> <p>植物、動物、生態系をきちんと確保しつつ、緑地、水循環をより上位的に活用していくための仕分け方は、まだ考慮のしどころかと思っています。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>別記の内容と併せて、引き続き検討を進めます。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p><u>別記「生物・生態系」で次回以降に説明します。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-8	<p>ヒートアイランド現象についても、配慮指針には記述がありますが、技術指針には明記されていないので、項目に入れることもご検討ください。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>ヒートアイランドについては予測評価できるのかを事務局で整理しており、今後、ご意見をいただきたいです。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p><u>ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、次回以降に方向性を説明します。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-9	<p>計画が一部未確定であるような案件で、アセスの審査をどのようにするべきかは、どの環境影響評価項目についても起こりうる話だと思います。</p> <p>こうした全体の枠組みを議論する機会に、そういった案件にどう対応するのかも合わせて整理できるといいと思います。</p> <p>(1/31 審査会)</p>	<p>技術指針では、各手続きが、事業計画のこういった段階で行われるものだと思います。その他、予測結果に不確実性が伴う場合の事後調査の項目選定や方法の考え方の記載についても考えていきたいと思っています。</p> <p>(1/31 審査会)</p> <p><u>方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>
1-10	<p>ベスト追求型アセスの考えとして、改定案の「影響を最小限にとどめる水準」に主語を「事業者が」と付けたとき、この水準が非常に議論を呼ぶところになってくると思うので、「影響が最小限にとどまる水準」にした方が良いと思います。自然資本のための改定であれば、「影響が」にした方が良く、状況が維持回復できる水準とかの方が客観性の高い議論により近くなると思います。</p> <p>(6/11 審査会)</p>	<p><u>事業者が環境への負荷をできる限り回避又は低減することを求めるため、「(事業者が) 影響を最小限にとどめる水準」と記載しました。</u></p> <p>(11/20 審査会)</p>

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

2 本編について

No	御意見の趣旨	回答等
第1章 (基本的事項)	2-1	
第2章 (計画段階配慮)	2-2-1	<p>公共事業であるような場合と、普通の民間の営利事業とは少し性質が違うのではないかと思います。今は完全に横並びの感じになっていますが、事業者としての扱いに少し色を付けても良いと思います。</p> <p>事業者が民間の営利的な事業か、行政の公共的な事業か、しっかりと説明された方が良いと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>対象事業を実施するうえでの背景や事業特性及び上位計画の説明など、コンセプトを事業者が自ら最初に説明することが最初のステップで、その先にどこまで環境アセスメント手続の中で具体的に落とし込めるかが重要だと思います。 (3/22 審査会)</p>
第3章 (環境影響評価)	2-3-1	<p>配慮書段階の「カ 事業の目的及び必要性」と「ク 事業計画を立案した経緯」をとうまく整理したいと思います。また、その後の方法書、準備書の部分も見直したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>「カ 事業の目的及び必要性」と「ク 事業計画を立案した経緯」において、<u>事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、上位計画における当該事業の位置付けを記載するよう明示しました。</u> (11/20 審査会)</p> <p>(2) 地域特性の把握 方法書の段階で、地域特性を把握する項目があります。その中で既存の資料で不十分な場合、現地調査で補完することになっていますが、必ずしも十分ではありません。準備書の段階で追加調査を行って評価することになると時間がかかってしまいます。既存資料がない場合に、事前調査についての実施の要・不要及びその程度について、検討してほしいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>現地調査が配慮書に基づいたものだけににならないように、評価書まで念頭に置いて、必要情報の収集のための事前調査、現地調査を行うようにした方が良いと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>事例などを記載して、事業者が具体的にイメージを持てるような表現を御検討いただくようお願いいたします。 (3/22 審査会)</p> <p>本編で反映できる部分もあるかと思います。解説の1段落目の最後の文の「十分収集できない場合は現地調査を行い補完します」の部分を検討したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p><u>地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。</u> (11/20 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等	
第3章 (環境影響評価)	2-3-2	<p>(2) 地域特性の把握</p> <p>配慮書と方法書の関係性のところで、事業計画に関して配慮書に記載している事業計画をもう少し方法書の段階で具体化するという方向性は見えましたが、そのときに調査も深掘りする必要があると思います。方法書のところの調査について、基本的には補完ではなく、アップデートしていくことがとても大事ではないかと思ひます。アップデートして、なおかつ具体的に特定できなかつたことをきちんと特定するということを書いておいた方がよいと思ひます。</p> <p>現地調査がベースかと思ひます。 (3/22 審査会)</p>	<p>検討させていただきます。 (3/22 審査会)</p> <p><u>配慮書段階で把握した地域特性は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則としました。</u></p> <p><u>地域特性の把握について、必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行うよう修正しました。</u> (11/20 審査会)</p>
	2-3-3	<p>(2) 地域特性の把握</p> <p>配慮書段階の調査は、あくまで配慮事項の検討のためで、方法書以降の計画策定にも使えらる受け取られる表現は避けた方がよいと思ひます。現地調査が基本というニュアンスが伝わる記載がよいと思ひます。 (3/22 審査会)</p>	
	2-3-4	<p>1 準備書の作成手順</p> <p>配慮書の作成手順にある作成の時期の説明と同様に、計画が十分に固まり、それに基づいた予測評価をしたものを準備書に記載する趣旨を記載した方がよいと思ひます。 (3/22 審査会)</p>	<p>方法書から準備書で、事業計画が大きく変わると予測の見直しが生じる可能性があるため、準備書は大きな変更がない前提の書き方になっていると思ひます。配慮書の記載と同様の記載を検討したいと思ひます。 (3/22 審査会)</p> <p><u>方法書及び準備書の作成手順の解説に作成時期の目安が分かるよう追記しました。</u> (11/20 審査会)</p>
	2-3-5	<p>(2) 事業計画の諸元の見直し</p> <p>準備書の段階でも事業計画を変えていいと受け取られるおそれがあるタイトルのため、この記載に心配なところがあります。事業者側の都合で変えていいと受け取られないように表現を検討した方がよいと思ひます。 (3/22 審査会)</p>	<p><u>方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行うことを明確化しました。</u> (11/20 審査会)</p>
	2-3-6	<p>(2) 事業計画の諸元の見直し</p> <p>本文の「諸元の見直しを行う」の前に、「環境を劣化させないように必要に応じて見直しを行う」と入れてはどうかと思ひます。 (3/22 審査会)</p>	

No	御意見の趣旨	回答等
第3章 (環境影響評価)	2-3-7 <p>(8) 事後調査の実施に関する事項の検討 事後調査計画書の作成は事業の進捗に 応じてだと思いますが、事後調査に引き 継ぐべき事項を特定し、事後調査の項目 を評価書又は準備書に記載することを検 討してください。 (3/22 審査会)</p>	<p>こういった表現ができるかも含めて、検討した いと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>「<u>環境影響評価では、予測手法等に起因する予 測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果 に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜 在しているため、予測及び評価の結果並びに環境 の保全のための措置を検証するために事後調査を 実施します。</u>」と記載しています。 (11/20 審査会)</p>
	2-3-8 <p>準備書段階で事後調査が必要な事項と は、出てきている方が望ましいと思いま す。特にやむを得ず事業計画に不確定部 分が残っている場合は、事後調査の事前 検討の重要性が高くなるので、少し盛り 込んでいただきたいと思えます。 (3/22 審査会)</p>	<p>準備書で事業計画が定まっていない場合に事後 調査の検討を説明すると、拡大解釈される可能性 があるため、記載方法を検討したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>「<u>環境影響評価では、予測手法等に起因する予 測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果 に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜 在しているため、予測及び評価の結果並びに環境 の保全のための措置を検証するために事後調査を 実施します。</u>」と記載しています。 (11/20 審査会)</p>
第4章 (事後調査)	2-4	

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

3 別表1について

4 別表2について

No	御意見の趣旨	回答等
全般 4-0-1	<p>内容の記載で「～への影響」、「～に係る影 響」、「物そのもの」を書いているところがあ ります。「物そのもの」というのは、例えば 「温室効果ガス」や「廃棄物」で、温室効果 ガスも「温室効果ガスの気候変動への影響」 とは書けないから、このようにしているのか とは思いますが、どういう考え方で整理をし ているのかが分かりづらいです。特に「騒 音」、「振動」、「悪臭」については「～に係る 影響」になっていますが、いかがな表現かな と思っています。 (3/22 審査会)</p>	<p>「～への影響」と「～に係る影響」は、何 かに影響を及ぼす場合と、その物自体を扱っ ている場合で整理しています。「係る」をどう 表現したら良いかというのは悩ましいところ ですが、「～への影響」と表現しにくいところ があり、こういった形になっています。 (3/22 審査会)</p> <p>影響を及ぼす場合は「～への影響」、物その もの場合は「～」とし、物自体の影響を扱 っている場合は「～の影響」と表現を見直し ました。各項目の別記の「1 (1) 環境影響評 価の対象」で、対象とするものを記載するこ とで趣旨が伝わるようにしています。 (10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
全般 4-0-2	<p>「土地の改変と工作物の設置・撤去」をしっかりと出している場合と、「等」だけを付けている場合、「事業の実施」と書いている場合の3パターンがあります。</p> <p>例えば「温室効果ガス」は「事業の実施」と書いていて、「緑地」などは「土地の改変又は工作物の設置等」としていますし、一般廃棄物は「施設の供用等」としています。どう使い分けているか、使い分ける必要があるのかという点を確認したいです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「温室効果ガス」については、土地の改変又は等々としようかとも思いましたが、スコープ3まで対象にし得るとなると、その場所で行われるものだけではないと思い、一番包括的な表現になっています。</p> <p>全ての「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」と並べて書くものと、「等」で含ませているものと、「等」を取っているものという3段階で事務局としては整理しています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>3段階で整理し、「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載しています。具体的な項目選定の考え方は、各項目の別記の「1(2)項目選定する事業の考え方」に記載することで明確化しています。</p> <p>「温室効果ガス」については、供用時を含めたあらゆる場面を考えて「事業の実施による～」としていましたが、No.4-1-1の御意見も踏まえ、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に見直しました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-3	<p>全体として、「土地の改変」と「工作物の設置等」、「施設の供用」が多く記載されていますが、技術指針本編では積極的に非選定も考えてくださいと言っています。ここで具体的に特定してしまうと、書いてないところはあまり考えなくなるのではないかと懸念しています。できるだけ可能性のある幅広い考え方ができる表現が必要ではありませんか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載し、項目選定の考え方は、各項目の別記の「1(2)項目選定する事業の考え方」に具体的に記載することで明確化するという構成にしています。メリハリの観点でも見直しをしています。メリハリの観点でも見直しをしていますが、必要以上に狭めないように考えています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-4	<p>「緑地」だけではなく「水循環」で、例えば舗装面の性状の変更というのがありますが、これは土地の改変に該当すると、あまり考慮しにくい部分でもあるのかと思います。「存在」でより出てくるような感じもしますが、いかがですか。</p> <p>まず揚水を書いておくしかないと思いますが、土地の改変と揚水だけなのかと思いました。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>事業全体として捉えたときに、土地の改変に当たると考えております。工作物の設置など施設の存在でも影響はあると思いますので、表現について検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ修正しました。「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」は影響を与える行為として記載していますので、区分としては「工事中」と「存在・供用時」の両方を含んでいます。各項目の別記に項目選定の考え方は「工事中に～」、「存在・供用時に～」と記載し、明確化しています。</p> <p>(10/16 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
4-0-5	<p>「環境影響評価項目」と「細目」の関係について、「環境影響評価項目」が単なるその項目名称でラベルとして扱われている場合と、「悪臭」、「低周波」、「電波障害」のようにマイナスを提示する場合と、両方あります。</p> <p>環境影響評価項目ではラベルとして、「悪臭」というよりは例えば「におい環境」のように価値判断が含まれない書き方として、細目ではプラスやマイナスの要因を書く方が、全体としての整理が良いかと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>環境影響評価法の名称等と合わせている項目もありますが、もう一度見直したいと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>今回「風害」を「風環境」に変更した理由は、本項目では局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現を対象としており、竜巻や台風による工作物の損傷等との誤認を避けるためです。</p> <p>その他については、環境影響評価法の環境要素の区分との整合も考慮し、変更していません。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-6	<p>気候変動対策は温室効果ガスのみであるように感じます。</p> <p>環境基準が設定されているような汚染と、環境影響の緩和は分けて考えたほうが分かりやすいと思えます。「浸水」と「緑地」は関係があり、「浸水」の適応的な部分は気候変動への適応になってきます。上位の施策を関連づけられるかと思えます。</p> <p>別表2の「基本的な考え方」で「気候変動」という言葉が出ているため、もう少し発展させられることがあると感じます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>「気候変動への対策」として、ヒートアイランドは気候変動の影響だけではありませんが、ヒートアイランドを項目化する場合、「気候変動への対策」の温室効果ガスの次に位置付けると分かりやすいと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>今回の見直しにおいて、「気候変動への対策」の項目については温室効果ガスとヒートアイランドを対象に検討しています。いただいた御意見は重要な視点として将来の改正に生かしたいと考えています。</p> <p>なお、ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
4-0-7	<p>ヒートアイランドをどう評価するか難しいと思えますが、横浜市の政策課題であり、市環境科学研究所で検討されたりもするというように、対策が必要な項目ということもありますので、可能な限り項目化はした方が良く考えています。</p> <p>技術については要検討だと思います。こういったもの是对応する必要性の提示と、それから具体的にどう提示するかという2段階あると思えますので、対策の必要性の提示という観点からは項目化自体は目指した方がいいと思えます。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。</p> <p>(10/16 審査会)</p>

全般

No	御意見の趣旨	回答等
全般	4-0-8 ヒートアイランドの項目を加える場合、「気候変動への対策」の中に入れるのではないかというお話がありました。対策は非常に近いものがあるとは思いますが、スケールが異なるので、気候変動の中に入れていいのかというのが正直な感想になります。「気候変動への対策」にヒートアイランドを項目として追加した場合、緑地などの被る項目とどのように整理する予定ですか。 (3/22 審査会)	環境省の考え方としては、大気質の部分で扱う、排熱の量等でその項目を捉える場合には廃棄物ないし温室効果ガスのような負荷量を予測、評価するくくりで扱う、といった2通りの考え方が示されています。おっしゃったように関連する項目もあり、関連性を全て別表2の中で表現はしきれないところではあるので、検討します。 (3/22 審査会) ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。 (10/16 審査会)
	4-0-9 (気候変動への対策の) 環境影響評価項目のところに、今、「温室効果ガス」しかありませんが、その表現を排熱ではないのですが、微気候の変動も含むような評価項目にして、仕分けていった方が良いという気もします。何が適切か、今ヒートアイランドの項目として評価項目として何をあげるかということもまだ出てないので、少し整理が必要です。 (3/22 審査会)	検討します。 (3/22 審査会) ヒートアイランドに関しては引き続き検討中のため、本日の技術指針改定案（素案）別表2には反映していません。次回以降に方向性を説明します。 (10/16 審査会)
温室効果ガス	4-1-1 気候変動の環境影響評価項目の内容のところの「事業の実施により発生する」の記載について、「事業の実施」はいつからいつまでを指していますか。 また、「事業の実施により」と書いたときに事業者がそこを読み取れるような配慮がなされますか。 (3/22 審査会)	配慮指針の配慮事項の趣旨を受けて、供用時を含めたあらゆる場面を考えています。 他と違うという点で、分かりやすいかどうかというところは改めて考えてみたいと思います。 (3/22 審査会) 供用時を含めたあらゆる場面を考えていますが、分かりやすさの観点から「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。 (10/16 審査会)
生物・生態系	4-2	

No	御意見の趣旨	回答等
緑地 4-3-1	<p>「工作物の設置等」と「等」が付いているのですけれども、工作物の設置は、工事をイメージしているのか、存在、供用の存在をイメージしているのですか。</p> <p>緑地の機能は、供用段階で、例えば森を育てていくなど、よりポジティブなことを行う場合は、供用も入ってくると思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>「工作物の設置」は、設置に係る工事なしその存在を両方合わせたものです。緑地の「等」に供用が含まれており、緑地そのものは、利用される対象でもあるので、その緑地が利用されることでの影響について、想像しきれていなかったところでした。</p> <p>御指摘の森の育成といったポジティブな面をこの項目では評価することを考えると、供用という言葉がいいのかどうかありますが、そのニュアンスが含まれるように検討したいと思います。 (3/22 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ、「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用による～」に表現を見直しました。 (10/16 審査会)</p>
水循環 4-4		
廃棄物・建設発生土 4-5		
大気質 4-6		
水質・底質 4-7-1	<p>地下水の水質は、あくまでも地下水の水質への影響となっていますが、「水循環」の方では、地下水と湧水と両方への影響となっています。湧水も必ずしもその量だけの問題ではなくて、湧水の水質も問題になる場合がありますので、この「水質・底質」の中の地下水の水質の中には地下水だけではなくて、湧水も水循環と同じように入れていいのではないかと思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>湧水の水質は、現行と同様に「公共用水域の水質」で予測、評価します。記載方法については検討します。 (3/22 審査会)</p> <p>湧水の水質については規制基準等の目安がないことから、「水質・底質」の項目で明記しませんが、地下水の採水方法として湧水を採水する場合は「地下水の水質」、湧水の湧出や採水の仕方等によっては、地下水に限定されずに「公共用水域の水質」で扱う場合もあると考えています。 (9/18 審査会)</p>

No	御意見の趣旨	回答等
土壌	<p>「土壌汚染」が「土地の改変による土壌汚染状況への影響」になっていますが、今までのアセスがそれを本当に対象にしていたか確認したいです。</p> <p>掘り出した汚染土壌が「土壌汚染」に入るのか、「建設発生土」に入るのかが不明確なので、これははっきりして、アセス対象に位置付けた方が良くと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>土壌汚染、汚染土壌に関しては、「土壌汚染」の項目と「安全」の有害物漏洩の項目が該当すると考えています。</p> <p>「土壌汚染」の項目は、現に汚染土壌が生じている土地で行われる事業による影響ということから、土地の改変と限定して記載しました。</p> <p>また将来的に、例えば有害物の使用等がある汚染が生じるか生じないか、生じないようにするにはどうしたら良いかについては、安全の「有害物漏洩」で「工場等の稼働に伴う有害物等の取り扱い及び事故防止等安全確保の状況」があります。</p> <p>運搬等については、土地の改変等を踏まえてその処理の過程で配慮すべきものですが、現時点ではあまり明記していません。基本的に出てきた汚染土壌に関しては、ここで見るという考えです。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
	<p>「土壌汚染」で予測、評価するのであれば、「建設発生土」と同じように「土地の改変又は工作物の設置・撤去により場外に搬出される汚染土壌」を記載した方が良くはないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>別記「土壌」の予測項目にて、「搬出する汚染土壌の量」を記載し、予測、評価の対象であることを明示しました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>工場などの排水で、水質や土壌の汚染が起こるか否かというのは、土壌については「安全」よりも「土壌汚染」の項目ではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>排水に関しましては、地下浸透の防止措置とかを取られる前提があると考えていて、そういった措置を踏まえて「有害物漏洩」というところで対象としたらどうかと考えています。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>施設の供用に起因する土壌汚染については「土壌」の項目で扱うこととし、「土地の改変又は施設の供用による～」としました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	<p>土壌汚染は土壌汚染を引き起こす事象として、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の違法な埋め立て、製品の漏洩があります。一般的に土壌汚染は起きてしまった土壌汚染をどうするのかからスタートすることで整理したほうが良いと思います。有害な性質を有する製品等の漏洩は「安全」の方です。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
<p>(現行の別表2の) 根拠法を見ると、環境基本法やダイオキシン特措法なども入っているので、未然防止の考え方に基づく土壌汚染対策が想定されていると思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p>		
4-8-3	<p>土壌汚染の対象として、施設を供用することによって起こる土壌汚染を予測、評価の対象とせず、「土地の改変」だけを対象とするのはよろしくないと思うので、検討してください。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	
騒音	4-9	

No		御意見の趣旨	回答等
振動	4-10		
地盤	4-11-1	<p>「軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下」とありますが、地滑りなどはどう扱いますか。地滑りは、「地盤」で扱う方がいいかと思いません。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>地滑りは、「安全」の「土地の安定性」で対象としています。</p> <p>そういった視点も踏まえて、再度検討します。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>地滑りなどの傾斜地の崩壊又は地盤の変形等は、「土地の安定性」の項目で扱います。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
悪臭	4-12-1	<p>悪臭防止法は工事中の臭いにも対応し得る法体系にはなっているため、「施設の供用」に加えて「土地の改変、工作物の設置・撤去」の概念を加えた方が良くないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>供用に「等」を加えるか検討したいと思います。</p> <p>(3/22 審査会)</p> <p>御意見を踏まえ、「施設の供用等」としました。</p> <p>(10/16 審査会)</p>
	4-12-2	<p>化学物質の影響が非常に注目されているため、項目を「化学物質」、細目名を「悪臭」とし、対象をもう少し広くしても良いのではないですか。</p> <p>(3/22 審査会)</p>	<p>悪臭は化学物質だけではないため、悪臭防止法の対象物質を中心とした項目としています。</p> <p>(3/22 審査会)</p>
低周波音	4-13		
電波障害	4-14		
日影	4-15		
風環境	4-16		

No	御意見の趣旨	回答等
安全 4-17-1	<p>高層建築物における耐震性、災害発生時の被害の防止あるいは避難スペースをどうするかなど問題があると思います。 (3/22 審査会)</p>	<p>地震そのものを対象とした項目は記載がありませんが、「安全」の項目で、地震によって引き起こされる現象は扱っているところがあると捉えています。 (3/22 審査会)</p>
	<p>環境影響評価の対象がどこまでかの問題だろうと思います。災害発生時への対応について、技術指針の個々の項目の中に、関連する内容が少しずつ落とし込まれているような状況のため、各項目で十分に捉えられているかになると思います。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>災害に関する対応は基本的に行政の責務です。実施する事業が、行政が行う災害対応の妨げにならないような配慮というのは環境配慮の中に入れてもいいと思いますが、事業者には責務を課するという形は難しいと思います。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>災害時の避難スペースの確保等は民間と行政がうまく連携することは重要です。例えばガラスの落下は事業者の責任として対策はあらかじめ考えるところなので、個々の案件ごとに、特性に応じて懸念されるところは、審議の中で御指摘いただくということになるのかと思います。技術指針で一律にとということにはならないのかもしれませんが。 (3/22 審査会)</p>	
	<p>地震発災時の被害を少なくするという意味で、「歩行者の安全」を（環境影響評価項目の）「安全」の方に加えられませんか。 (3/22 審査会)</p>	
地域交通 4-18-1	<p>実態に合わせて項目名を合わせるという意味から、「地域社会」を「地域交通」に変えることで良いと思います。 (3/22 審査会)</p>	—
	<p>別記の1(1)「ウ 歩行者の安全」について、交通に関しては、歩行者の安全が重要なのはもちろんですが、他に自転車の安全性も重要なので、「歩行者の安全」と限定的に書くよりも「交通安全」という表現にしてはどうかと思いました。 別表2の方も併せて「歩行者の」と書くよりは「交通安全」あるいは「歩行者等の安全」といった書き方が良いのではないかと思います。 (9/18 審査会)</p>	<p>現行の別表2の細目で、安全に関しては歩行者に限定して記載されています。現行のものをベースとして今回別記を作ったというところで、「歩行者の安全性」と限定をした記載となっています。これを自動車も含めた安全性というところで、どこまで拡大できるのか、予測、評価の記載方法も含めて、改めて御相談させていただきたいです。 (9/18 審査会)</p> <p>別記と併せて検討します。 (10/16 審査会)</p>
景観 4-19		

No		御意見の趣旨	回答等
触れ合い活動の場	4-20		
文化財等	4-21		

※下線部は、御意見に対して今回追加した考え方です。

5 別表3について